

## 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会記録

日 時 令和3年8月5日（木曜日）14時30分～16時29分  
場 所 羽幌町議会議場  
出席者 村田委員長、平山副委員長、金木委員、阿部委員、工藤委員、船本委員、小寺委員、逢坂委員、舟見委員、森委員  
駒井町長、宮崎町民課長、木村福祉課長、敦賀総務課長、清水地域振興課長、佐々木政策推進係長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、高橋商工観光課長、伊藤農林水産課長、鈴木健康支援課長、土清水保健係長  
山口教育長、酒井学校管理課長、飯作社会教育課長  
事務局 豊島事務局長、嶋元係長

村田委員長（開会） 14:30～14:31

皆様、お暑い中、ご出席ありがとうございます。ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開会いたします。

今日の欠席は、磯野委員1名が欠席となっております。

今日の進行は、まず1番目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の進捗状況について、令和3年度、そして令和2年度の繰越し事業について説明を受け、質疑を行い、その後2番目の新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後の見通しについてを説明を受けて質疑を行い、3番目のその他に入っていきたいと思いますので、委員の皆様方にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1番目の臨時交付金事業の進捗状況について、順番に各課の課長よりよろしくお願ひします。

まず最初に、伊藤農林水産課長、お願ひします。

### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の進捗状況について

説明員 駒井町長、宮崎町民課長、木村福祉課長、敦賀総務課長、清水地域振興課長、佐々木政策推進係長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、高橋商工観光課長、伊藤農林水産課長、鈴木健康支援課長、土清水保健係長  
山口教育長、酒井学校管理課長、飯作社会教育課長

伊藤農林水産課長 14:31～14:34

それでは、農林水産課につきまして、1番から5番を説明させていただきます。

初めに、1番、漁港使用支援事業であります。これは漁業者が負担する漁港利用料相当額を支援するものであります。執行見込みは29万7,540円であり、進捗状況であります。漁港利用料の納付期限が7月末でありますことから、全ての納入が確認され次第、漁協より補助申請を受け、9月から10月には完了する予定であります。

次に、2番、港湾使用支援事業であります。これは漁業者及び漁協が負担する港湾使用料相当額を支援するものであります。執行見込みは367万3,681円であり、進捗状況であります。港湾使用料の納付期限は6月末であります。一部納付されていない部分がありますことから、全ての納入が確認され次第、漁協より補助申請を受け、9月から10月には完了する予定であります。

次に、3番、漁業者経営支援事業であります。これは漁船規模に応じた中で将来的な備えを含めて操業に係る燃料費等の一部として支援するものであります。執行見込みは1,812万円であり、進捗状況であります。新たに操業を開始した漁業者や漁船買換えに係る助成内容の精査を組合と重ねておりましたが、今月には補助申請を受け、9月から10月には完了する予定であります。

次に、4番、農業者経営支援事業であります。これは将来的な備えを含めて営農に係る資材費等の一部として支援するものであります。執行見込みは2,350万円であり、進捗状況であります。補助決定は既に行っておりますが、現在農協において資材購入に係る執行状況を精査中であることから、事業の完了といたしましては10月から11月を予定しております。

最後に、5番、スマート農業推進事業であります。これは強靱な生産基盤の構築等のため、自動走行等のためのRTK基地局を整備する事業に対し支援するものであります。執行見込みは409万6,000円であり、進捗状況であります。補助決定は既に行っておりますが、一部の工事について米の収穫が落ち着く10月以降となりますことから、事業の完了といたしましては12月を予定しております。

農林水産課は以上であります。

飯作社会教育課長 14:34～14:34

社会教育課につきましては、事業ナンバー6番と7番、中央公民館の感染防止対策事業の2点であります。初めに6番の大ホール客席の抗ウイルス・抗菌処理の専用液塗布事業であります。事業に伴う契約金額は132万1,650円でありまして、進捗状況といたしましては1階席330席、2階席150席の合計480席の抗菌処理を終えておりまして、7月15日に事業完了となっております。

次に、7番の大ホールの空調機器加湿器改修事業であります。こちらは契約金額が

132万円、事業の進捗状況といたしましては空調機器の加湿器を加湿効率のよい気化式へと更新をしております、こちらにつきましても事業については7月29日に完了となっております。

社会教育課は以上でございます。

鈴木健康支援課長 14:35～14:36

健康支援課につきましては、事業ナンバー8番と9番になりますけれども、まず8番、施設等感染防止対策事業、留萌中部地域子ども発達支援センターの網戸の設置であります。執行済み額は27万円、これにつきましては6月18日に既に完了をしております。

続きまして、9番、公共的空間安全・安心確保事業であります。非接触式探知機サーモマネージャ3基の購入でありますけれども、これにつきましても15万8,400円を既に支出をしております、6月3日にこれにつきましても完了をしております。

健康支援課は以上です。

高橋商工観光課長 14:36～14:40

商工観光課としましては、10番から15番までの事業について説明させていただきます。

まず、10番、施設等感染防止対策事業ということで、こちらにつきましては観光施設の手洗い水栓を非接触式へ改修する事業となっております。この事業につきましては、5月12日に入札を終え、額が確定し、契約金額374万となっております、工事につきましては部品等の納入が約2か月から3か月かかるということで、確認したところ、先週納品になっておりますので、これから工事を開始し、8月31日までに終了する予定であります。

11番、指定管理事業継続支援事業につきましては、いきいき交流センターの管理運営への支援ということで、交付予定額は3,000万となっております。うち8月5日、今日、1,000万につきましては支出処理済みで、残りの2,000万につきましては随時分割で支払う予定となっております。

12番、町内事業者事業継続支援事業、こちらにつきましては町内事業者に対し、固定費に係る費用の一部を支援する事業となっております。執行済みといたしまして、7月末現在で28件、218万2,372円となっております、8月2日まで支払いの処理はまだ終わっておりませんが、受付済みを含めまして33件、250万4,302円となっております、残りの分については随時申請があり次第、支払う予定です。

次に、13番、飲食業等事業継続支援事業につきましては、町内飲食業事業者に対し、事業継続支援金を支給ということで、こちらについては53件、1,060万円を支出し、事業を完了としております。

14番、離島クーポン事業につきましては、こちらは離島観光客が島内で使用できるプレミアムつきクーポン券事業の実施ということで、当初は7月からの予定をしております。

たが、国の緊急事態宣言、北海道の蔓延防止措置等の影響で実施するかどうかの協議を続けておりました。最終的に管内のクラスター等々の収まり具合を確認し、7月中旬に実施する方向で動き出しまして、8月1日から実施しております。今現在までの状況としましては、8月1日から今日現在までで118枚を販売しております。この事業につきましては、9月末までということと考えておりますが、クーポン券がなくなり次第、終了するという形になっております。

次に、15番の販売促進支援事業につきまして、こちらにつきましては町内の特産物等の通信販売等の送料、また地方発送等への送料分、また新商品等の開発、通信販売等設備の整備等による経費について補助するという事業であります。こちらにつきましては、通信販売に係る送料分につきまして、8月から12月分の送料実績により30万円を限度に補助、新商品開発または通信販売設備等整備に関しましては、10万円を限度に補助する予定で、12月末までの実績に応じて補助する予定でおります。

以上です。

敦賀総務課長 14:40～14:43

総務課関係は、ナンバー16から18になります。ご説明いたします。

まず、ナンバー16の避難所等感染防止対策事業でございますが、事業概要としましては避難所における感染予防対策資機材を購入するものでございます。予算額は470万円で、消耗品費が136万7,000円、通信運搬費が1万、備品購入費332万3,000円の内訳となっております。執行状況としましては、備品管理につきましては全て入札を終えており、ハンディ型サーマルカメラ3基、ベルトパーティションスタンド10基、ワンタッチ型多目的テント2張は納品済みで、残りのワンタッチパーティション50張とワンタッチプライベートルーム4張は10月までの納期になっております。消耗品につきましては、防護服や飛沫感染防止用のビニール、使い捨て手袋、ガウンなどは購入しており、今後も随時購入してまいります。以上により支出済額は157万6,950円、今後執行見込額は312万2,840円となっております。

続きまして、ナンバー17、公共的空間等安全・安心確保事業でございます。事業概要としましては、公共施設等における感染予防対策に係る消耗品や備品を購入するものでございます。予算額は118万8,000円で、消耗品費24万、備品購入費94万8,000円の内訳となっております。執行状況としましては、備品管理につきましては全て入札を終えており、消毒液スタンド43台は各施設へ設置済みでございます。業務用扇風機スタンド型10台につきましては、9月末までの納期になっております。消耗品管理につきましては、飛沫防止用に使用するポールやアクリル板などのほか、消毒液やハンドソープなどは随時購入してまいります。以上によりまして、支出済額は68万840円、今後執行見込額は50万6,230円となっております。

続きまして、ナンバー18、社会システム維持のための衛生確保事業でございます。事業概要としましては、北留萌消防組合消防署救急隊員等が使用する防護服等の購入に係る経費でございます。予算額は、北留萌消防組合消防署への負担金30万円となっております。執行状況としましては現在ございませんが、消防署側からの請求に基づき支出することで確認しております。

総務課関係につきましては以上でございます。

宮崎町民課長 14:43～14:45

それでは、町民課所管の事業2件につきましてご説明いたします。

まず、ナンバー19のバス運行支援事業ですけれども、都市間バスの運行に係る経費の一部、それから貸切りバスに関する維持管理費用の一部に対する支援ということで、執行状況につきましては執行済み額は872万円、執行見込みにつきましては2,058万円で、来年の3月まで事業を実施する予定となっております。

続きまして、ナンバー20のハイヤー運行支援事業ですけれども、対象事業者、町内の2社が保有する車両につきまして、1台につき20万円を支援するというところでございまして、執行状況につきましては予算額と同額の120万円を交付しまして既に事業を完了しております。

以上です。

木村福祉課長 14:45～14:46

福祉課といたしましては、事業ナンバー21、22番となっております。

まず、21番の子育て支援応援金給付事業ですが、こちらは本町で出生した新生児に対して1人10万円を支給給付するものでありますが、35人分を計上しております。現在7月末現在で8人に交付して支給しております。

次に、22番の準用保護世帯臨時特別支援費支給事業であります。こちらはコロナの関係で学校が臨時休業になった場合、準用保護世帯への給食費相当額を助成するものでありますが、7月末現在の段階では支出はございませんが、対象があった場合は対象者の申請に基づき支出する予定であります。

以上でございます。

清水地域振興課長 14:46～14:48

3ページ目の繰越し事業3件、地域振興課所管の光ファイバー整備事業に関わる事業であります。事業ナンバー1の運営費支援4,819万1,000円は事業者の運営経費を一括負担金として支援するものであり、全額交付金の対象とされるものであります。ナンバー2の工事費は、整備に係る工事費の3分の1、右側、進捗状況欄の一番上、9,242万2,000

円を事業者が国から直接受け、それと同率が自治体の負担となり、そのうちの80%、7,393万7,000円が臨時交付金の対象となるものであり、ナンバー3はその自治体負担の残り20%、1,848万4,000円であり、進捗状況欄の上から3行目、過疎対策事業債を予定しております。起債額1億1,090万7,000円から、ただいまの1,848万4,000円を差し引いた残り、9,242万3,000円、整備費の残り3分の1になりますが、事業者と自治体との協議により自治体が負担することとした場合、これも過疎対策事業債の対象になるため、合わせて予定しているものであります。なお、7月末の整備状況は整備予定の延長57キロのうち19キロ、約33%が完了しているところであり、全て今後見込み予定額となっております。

地域振興課所管の3事業は以上になります。

村田委員長

それぞれありがとうございました。これで1番目の臨時交付金事業についての進捗状況について説明を受けました。

質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手の上、よろしくお願いします。

－ 1 の主な協議内容等（質疑） － 14:48～15:14

阿部委員 私からは1件だけなのですが、12番、ナンバー12の町内事業者事業継続支援事業、これについてまずお聞きしたいと思います。交付済み件数28件、受付済みが33件ということで、現在のところ61件ですか、が来ているということでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。33件に関しましては、支出済みを含めて受付済ということで、全体では33件しかまだ来ておりません。

阿部委員 全体で33件ということで、110事業者に対して固定費の一部を支援するというのですが、同じような感じでいきますと漁業者に対する支援、農業者に対する支援というものもありますけれども、そちらについてはこれからですが、10月、11月には終了予定というふうになっています。ただ、この町内の事業者については本当にまだ少ない、申請自体が少ないのかなとも思いますけれども、これについては申請手続する上での難しさ、分かりづらさというものもあるのかなとも思いますけれども、その辺の問合せとかはどのようなになっているのかお聞きした

いと思います。

高橋課長      お答えいたします。うちのほうに問合せがあった分に関しましては、こういうものが該当しますよということでの説明は差し上げております。その中で、最初に出した文書自体分かりにくいということもありましたので、7月の前半にそれを踏まえてQ&A方式で、こういうものは対象になりますということで再度通知は申し上げているところです。それによって、十数件ぐらいの申請が一気に来て、今はもう徐々にではあります。1件、2件の申請は毎日もしくは問合せ等は来ている状況にあります。

阿部委員      役場、担当課のほうには問合せ等が来て、そこから徐々に増えていくということですが、商工会に入っていれば商工会にも問合せしながら、こういった手続等はできるかもしれないのですが、なかなか役場に対しても、また商工会に対しても難しいというか、問合せ等ない場合というのは、せっかくこうした支援があるのに使われないまま終わってしまうという可能性もありますので、7月に1度出している、手続の方法等を出しているということですが、今後その状況等を見ながら、やはり定期的に出していったほうがいいのかなどとも思いますけれども、その辺についてお願いいたします。

高橋課長      お答えいたします。それに関しまして、今おっしゃられたとおり状況を見ながら、まだ出されていないところに関しては通知を出していきたいなとは思っております。

阿部委員      分かりました。できる限り、本当にコロナで困っている事業者さんいますので、そういったところにもしっかりと支援をしていただけるようお願いいたします。以上でいいです。

小寺委員      それでは、阿部委員にもちょっと関わってくるのですが、12番の町内事業者の支援事業についてお伺いします。阿部委員と同じように、やはり執行率が13番の飲食業の支援に比べて悪いのかなというふうに思っています。事業者さんに聞いたら、分かりづらいという、ペーパー自

体分かりづらいというのもありますし、ただ固定費の算出の方法が当初の予定とその後で少し変わったからよかったという方もいたのですけれども、その辺の最初のほうと変更した点、申請に対して変更した点はどいう点を変更したのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。一番当初出された文書につきましては、店舗と住宅が併用となっている場合は事業費と区別できない費用に対しては対象外経費ですよということで通知を差し上げております。これについて分かりづらいという部分でございましたので、併用される場合は申告等をされていると思いますので、その案分というか、割合で対象経費とすることができますよということでお知らせしているところです。

小寺委員 この変更というのはとてもいいことで、今まで対象にならないのだと、家賃がきちんと案分されていないのでということだったのですが、それによって申請が可能になったという声も聞いたので、ぜひその点もしっかりもう一度PRするなりしていただきたいなというふうに思っています。

続いて、14番の離島クーポンについてです。課長の話では、いろいろ蔓延防止ですとかでどうするか、時期的な面を迷って8月1日からということをお伺いしたのですけれども、ほかの事業が始まる前の委員会で今回はPRはどうするのだという話を聞いたときに、ホームページ等を含めてPRしていきたいということだったのですが、自分が見る限りでは役場のホームページ、あと観光協会にも離島クーポンの記述は見当たらないのです。その辺のPRの仕方については、今後していくのか、どのように考えているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。PRにつきましては、当初は大々的ということで申し上げたと思います。先ほど言ったとおり、国のほうの緊急事態もしくは北海道の蔓延防止という部分で、いろいろとコロナの関係で状況が変わってきたものですから、一応クーポンに関しては収まったということで8月1日から実施しておりますが、PRに関しましては大々的にはできないだろうということで内部のほうでも協議いたしまして、来た方がSNS等で発信していただくのは結構なのですけれども、対外的にP



Rするというのはちょっと控えようということで、今はフェリーターミナルのほうに貼ってある部分と、あとはこれからになりますけれども、観光協会でも実施されていますので、そちらのほうで少しできる、大々的にはならない程度のPRはしていきたいなとは思っております。

小寺委員 当初これをやる時に前回との違いは、前回は来た人への感謝の気持ちを込めたクーポンを発行するというので、今回は観光振興も含めた中でしっかりPRしていきたいということだったのですよね。クーポン発行、予算がついたわけで、するとは思いますが、今も8月いっぱいですか。蔓延防止が北海道になっていますし、あとは町長名も入っているのですが、7月12日から8月22日まで夏の再拡大防止特別対策ということをやったって、それ札幌の不要不急の往来は控えましょうですか、夏休み、お盆のシーズンを迎えて人口の流出とかが見込まれますとか、そういう対策を行っている裏で離島クーポンも併用して、PRはしないにしてもその辺が自分はちょっと理解が難しいのですが、何か対策と反しているというか、一方では対策をして気をつけてくださいというのと、一方ではクーポンで離島に来てくださいというのが、どうしてもそこが両立がちょっと理解できないのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。もともとPRしていくということで、離島に来てくださいということでのPRにはなったとは思いますが、今はコロナの関係で状況が変わってきた段階で、今は島に行かれる方も今北海道に出された段階では少し減ってはいるのですが、それでもまだまだ行かれる方が多いということで実施に踏み切った部分もございます。それに関しましては、島の中でクーポンを使っていたらいいということで、来てくださいというよりも島へ行かれるのであればクーポンを使ってくださいということでもちょっと内容的にも観光よりも地元のほうの支援という形が強くなってきたのかなとは思っております。

小寺委員 当初は地元、島の支援というのに重きを置いているのではなくて、あくまでも観光の目的でということが前面に出されていたのではないかなと思うので、今後使い方、あとはどこかで休むなり、そういうのも含めて

外から見てどっちなのだと、来てほしいのか、来てほしくないのか、その辺をきちんと整備して行ってほしいなというふうに思います。続けて、よろしいでしょうか。先ほど一番最後に、光ファイバーの事業に関してなのですけれども、総延長でいくと57キロを予定していて、この光ファイバーを整備することで何世帯が対象になるのか。最終的に網羅される件数というのは、どのくらいなのでしょう。

清水課長 お答えいたします。去年、実際に引いた場合、どれぐらいの方に契約していただけるかということで調査したのですけれども、そのときに事業者のほうから採算ラインとして70世帯ぐらいだという話で、それをちょっと超えたぐらいの方に契約いただけるということで一応いただいております。その後の変化と申しますか、そういう部分はちょっと押さえていないのですけれども、基本的にそういうことでございます。

平山副委員長 離島クーポンのことについて、ちょっと確認というか、お聞きします。これは、島内で使用できるクーポンということなのですが、どういう種類のものが対象になるのですか、島内で使えるといえども。例えばホテルでも代金にも使えるとか、ちょっとその辺の種類と言ったら変なのですけれども、どういうものに使えますよということをお聞きします。

高橋課長 お答えいたします。こちらにつきましては、島内で登録された事業者で使えることになっております。その中で、商店であったり、レンタサイクルであったり、食堂であったりということで、島内のほうの事業者からの登録をもって、そちらで使えるよということでうちのほうで紹介してクーポンを売っております。宿泊料に関してなのですけれども、通常の宿泊料に関しては使えないような形にはしてあります。追加料金等で料理を頼むとか、お酒を頼むとかという部分に関しては使えるような形で販売しております。フェリーとかについては、前も説明したとおり、そちらは使えないような格好にしております。

平山副委員長 島内での登録された事業者と言いますがけれども、例えば焼尻島、先日私ちょっと監査で行ってきたのですけれども、フェリーを降りた港の雰囲気

気、全然売店も何もなし、本当にこれが観光地なのというような感じの雰囲気だったのです。それと、あと焼尻は飲食ができない。昼食を取れる場所がない。1か所あるのですけれども、そこはもう本当に限定されて人数が少なく、何か予約ということで。私が耳に聞いたのは、焼尻へ行っても食べる場所もないのだよと。それは、旅行者の人たちが言っているということで、そういう中において、このクーポンもいいのですけれども、そういうものをきちんと整備された中でのクーポンを発行して、そしてもしあれだったら島に来てくださいとかという事業だったらいいのですけれども、何かこの島全体に行き渡るような、そういう利益のあるようなこの事業では私はないと思うのです、はっきり言って。その辺は、どういうふうにお考えですか。

高橋課長

お答えいたします。離島の事業者につきましては、昨年がほとんど閉まっていた状況で、今年は8割方開けているような状況になっております。今おっしゃられたとおり、焼尻に関しては飲食店に関して閉めているということで、行かれたお客様に関しましてはちょっとご迷惑をかけているのですけれども、一応クーポンを始める段階で焼尻のほうの飲食店のほうには確認はしたのです。ただ、体の都合上、ちょっとできないということで言われたもので、無理にちょっとお願いして開けてもらうという部分にはできなかったのですけれども、開いているお店にもちょっとクーポンの登録をお願いしますということでお願いしたのですけれども、委員おっしゃられるようにこぢんまりやっている部分で、それ以上にお客が今年は来ているということで、ちょっと大変だから嫌だということでお断りされました。焼尻に関しては、その飲食に関してはちょっと利用できないのですけれども、レンタサイクルであったり、観光ハイヤーであったりという部分で、観光事業者の部分では使用することが可能で、あと旅館に関しても2件ほど登録されておりますので、そちらで使うことが可能かなと。天売に関しては、飲食店1件開いておりますので、そちらのほうでは使えると。レンタサイクルも開いていますし、お土産屋ということで商店も開いております。旅館に関しても使われるところは使えるよというか、登録される場所ありましたので、使えるところが多くなってきたという部分で今年はクーポンを実施するという部分で始めております。

工藤委員 12番の町内事業者支援についてなのですが、私も対象になる商店をやっているのですが、とてもさっきほかの委員さんが言ったように面倒で、なかなかすぐ申請書にペンが進まないというのが実態だと思います。恐らく申請できない方もいるのではないかなと思っていたら、やっぱり案の定少ない、まだ3割にもなっていないという、そういう状況であります。現状を詳しくちょっと言うと、固定費と言っても例えば店によってはディスプレイする会社に毎月同じ定額のを払って陳列、ディスプレイをしてもらおうというものもあります。この辺も固定費になるのかどうか。それから、私は夫婦でやっていますから、うちの家内は専従者ということで年間86万円、これを12カ月で割った分を1か月の賃金として対応できるのかどうか、この辺をちょっと聞きたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。そういった問合せが多かったものですから、2回目、7月に通知を出した文書に関しまして、Q&A方式で今言われたことに関しましてはお答えしているのですが、まず専従者給与等に関しましては固定経費の対象としますよと。あとは、毎月継続的に購入されているものであれば固定経費にしますよというような回答の仕方です。Q&A方式で通知は出しているところです。

工藤委員 その部分は分かりました。それで、もう一つの疑問点は、こういうふうにして固定費が幾らかかって、それに対して幾ら出すよというやり方しか支援の仕方はできなかったのかというのが僕すごく疑問に思います。各商店は、このコロナが始まってから皆さん大変な業績だったのです。現在もそうですけれども、皆さんが営業が難しい、売上げが下がっているというのは皆さんもう分かっているのです。ですから、固定費がどうのこうのじゃなくて、商店1軒に8万円を出すのだよと、支援するのだよということができなかったのか、この辺がすごく疑問です。こういうふうにして申請しやすいような形でやってあげれば、隅々の商店まで支援が行くわけなので、この辺のやり方を要するに国が、道がやる、これは国からお金が出ているから、実際には国なのですから、やっぱり町が町内の商店のために、町内で事業をやっている人のためにやるということにおいては、やっぱりできるだけ申請はしやすく簡素な形でやるの

が僕は行政として必要だなと思います。この辺について、課長、どうい  
うふうな考えでおりますか。

高橋課長 お答えいたします。町内事業者に関しましては、昨年度からクーポンと  
いう形で間接的な支援をさせていただいております。今年度に関しまし  
ては、直接的な支援ということで、ある程度の制限が必要になってくる  
のかなということでの今回の形を取らせていただいております。当初3  
か月の固定経費という部分を5か月に延ばして、より申請しやすいよう  
にはしているのですけれども、なかなか申請に関して、先ほど委員が言  
われたように添付書類等の用意が面倒臭いとかという声も聞かれるので  
すけれども、これと同時に国・道のほうの支援金に関しても同様の添付  
書類が求められるような支援金も出てきておりますので、うちもそれに  
倣ったような格好でというわけではないですが、それよりも少し甘いよ  
うな格好で申請、こういう形でさせていただいております。

工藤委員 実際道からもそういう申請があるのですけれども、そっちのほうもとっ  
ても難しいのです。ですから、その辺ももっともっと簡素化してあげれ  
ば事業者の手元にすぐお金が行って、それをまた商売に使っていけると  
いうことになるので、もし次回、何の支援が発生するか分からないけれ  
ども、もし次回やるときにはもっと簡素化して事業者もスムーズに申請  
できるような形で考えていただきたい、これが私の思いです。よろしく  
お願いします。

村田委員長 答弁は。

工藤委員 答えはいいです。

平山副委員長 すみません、もう一件。13番に当てはまるのかなとも思うのですけれど  
も、羽幌町の海水浴場、去年、今年と続けて2年閉鎖していますよね。  
それで、海水浴場に売店、お店を出している業者さんがいたと思うので  
すけれども、そういうところの支援というか、ものはどのようになっ  
ているのですか。

高橋課長 お答えいたします。今言われたのは、13番の飲食業等の継続事業ということだと思えるのですけれども、こちらに関しては通年で事業を行っている事業者に対して20万の支援ということでやっている事業なので、ビーチのほうの売店に関しては該当しておりません。

平山副委員長 それでちょっと私は今聞いたのですけれども、これは通年ということなのですけれども、その売店、海水浴時期に売店を出している事業の人だって、通年ではないかもしれないけれども、やはりそこで収入がかなり、年収というのかな、収入が下がっていると思うのです。その辺のところは、通年ではないから知りませんよということなのですか。

高橋課長 お答えいたします。その辺の話に関しましては、この飲食店のもので払うか、町内事業者ということで払うかということで、もめたではないですけれども、考え方があったのですけれども、先ほど言ったとおり事業者20万のほうに関しましては通年で今までやってこられた方に関しまして20万をお支払いしますよと。町内事業者に関しましては、5か月分の固定経費の部分に関しまして一部支援しますよという形で出しておりますので、それに該当する、しないという形で、ビーチに関しましては1か月弱の経営というか、開いている時期がそれぐらいなので、どちらにも当てはまらないのかなとは思っております。

村田委員長 平山副委員長、今の質問はこの進捗状況とは別に、例えばこれから国の補正で出た場合に新規の事業として考えるような質問なので、もう一回でお願いします。

平山副委員長 そこを言いたかったのです。それで、去年、今年はいいのですけれども、というのは苦前、昨日かな、新聞に出ていたのです。海水浴場の売店に、開いていないから協力金を出しますというふうな、何か決まったと新聞に、昨日道新に出ていました。それで、私も、あら、そういえば羽幌も閉鎖しているから、そういう売店が、私は最近ちょっと海に行っていないから分からないのですけれども、出ていたなと思って、その辺の部分はどうかかなと聞いたのです。今課長の説明は、私は分かるのです、確かに。ですから、当てはまらないから、そういうものは出せない。今

回はそれでいいです。さっき委員長がおっしゃったように、今後そういう何かがあったら、機会があったら、やっぱりその辺もきちんと私は考えていただきたいと思うのです。その辺はどうでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。今後何かしらの交付金等があれば、その辺に関してはちょっと協議の中には入れたいなとは思っております。

工藤委員 海水浴場のことなのですけれども、閉鎖しているのですけれども、私この間行って見たのだけれども、下のほうから行く閉鎖している場所も上から行く閉鎖の場所も今年はビーチやっていませんよという貼り紙、一枚もなかったのです。この辺の対応は、あのやり方でいいのでしょうか。私は、何か事故でもあった場合に、町に責任というものが発生すると思うので、今年はやりませんから、ここには入らないでくださいみたいなやはり貼り紙とか何かやっておかないとまずいのではないかなと思ってきたのですけれども、この辺はどんな対応でいたのでしょうか。

村田委員長 工藤委員、今の質問もコロナの臨時交付金の進捗状況に該当しない質問ですので、後ほど担当課のほうに行ってどう対応するのか聞いていただければと思います。よろしいですか。

工藤委員 すみません。担当課はどこですか。

村田委員長 商工観光課です。

工藤委員 分かりました。

村田委員長 ほかにないですか。(なし。の声) なければ、議場内が非常に暑く、32度を超えておりますので、ここで空気の入替えをしたいので、暫時休憩いたします。

(休憩 15:14～15:25)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、2番目の新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後の見通しについて、鈴木健康支援課長、よろしく申し上げます。

## 2 新型コロナウイルスワクチン接種の現状と見通しについて

説明員 鈴木健康支援課長、土清水保健係長

鈴木健康支援課長 15:25～15:26

続きまして、新型コロナワクチン接種の現状と今後の見通しについてでありますけれども、資料に基づきまして担当の土清水保健係長のほうから説明をいたします。よろしくお願いをいたします。

土清水保健係長 15:26～15:29

では、新型コロナワクチン接種の現状と今後の見通しについてということで説明させていただきます。

まずは、昨日、8月4日現在でのワクチン接種状況についてであります。羽幌町内全域での接種希望者数が5,244人、1回目接種者数4,367人、2回目接種者数3,358人でありまして、この数字は医療従事者も全て含んでおります。

次に、ワクチン供給状況についてであります。到着済みのワクチンが4,582人分で、今後8月の10日と25日に1,170人分のワクチンが到着することが確定しておりますので、当町では合計5,752人分のワクチンを確保できており、現状の希望者へは確実に接種できる量のワクチン数となっております。

次に、ワクチン接種の現状についてであります。1つ目に65歳以上の接種希望者へは入院や本人の都合により延期したいとの申出も数件ございますが、7月28日にて2回の接種が完了しております。2つ目に、現在は64歳以下へ順次接種してございまして、このペースでいきますと集団接種は9月中旬に希望者への2回目接種が完了できる見込みとなっております。当初目標としておりました10月中ということを大幅に短縮することができた理由としましては、道立羽幌病院と加藤病院の両医療機関のご尽力によりまして、接種者数を増員していただいたことによるものであります。

最後に、ワクチン接種の今後の見通しについてであります。9月中旬を予定している集団接種完了後に申込みがあった場合は、道立羽幌病院にて個別接種にて対応していただけることで調整済みでありますので、今後町民皆様にお知らせしていきたいと思っております。2つ目に、当町でもワクチンが余ることが想定されますが、余ったワクチンは北海道が主導で管内または管外で融通することになると通達を受けておりますので、それにのっとりまして対応してまいりたいと考えております。最後に、報道でもありますよ



うに海外渡航時に活用が想定される接種証明書の発行業務が今後想定されますので、それに順次対応してまいりたいと思っております。

今回のワクチン接種であります。これまで経験のない長期間かつ多岐にわたった業務でありましたが、道立羽幌病院、加藤病院、天売、焼尻の診療所におかれましては市街地区、離島地区への接種体制の確保、接種に関する専門的ご意見を頂戴しまして大変ご尽力いただいております。この場をお借りして感謝申し上げます。救急対応で消防署と健康支援課以外の課の職員の協力も得ながら、庁舎内でも連携を取り、ようやく終盤戦となってまいりましたが、いま一度気を引き締めて残りのワクチン接種業務を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

村田委員長

これでワクチン接種の現状と今後の見通しについての説明が終わりました。では、質疑を受けたいと思います。ある方は挙手をお願いします。

－ 2 の主な協議内容等（質疑） － 15:29～16:16

逢坂委員            それでは、私から何点か、すみません。大変担当課においては暑い中、ご苦労さまをいただいているところでございますが、質問をさせていただきます。まず、副反応について、羽幌町においてこれまで2回接種、3,358名の方がされていると。この中で、そういう大きな副反応なり、そういう症状が出た方がおられるのか、いないのか。いるとすれば、何人程度で、その内容についてちょっと話せる範囲で結構でございますので、お聞きします。

鈴木課長            お答えいたします。健康支援課のほうで把握しているのはございません。例えばですけれども、接種後腕に痛みが出たりですとか、そういうお話は聞きますけれども、例えば会場から、消防隊には待機していただいておりますけれども、救急搬送になったですとか、そういう事例はゼロという状況であります。

逢坂委員            担当課長のほうからはゼロ、ないということなので、正式に保健所に報告した部分についてはないのかなと。私も実は何人かの方々にちょっと言われたのですけれども、病院に何人か通う、副反応なのかどうかは分

かりませんけれども、そういう事例、私の範疇なのですけれども、3名程度かな、病院へ行って通院していると。まだ通院している方もいるという状況があるのですけれども、そういうのは把握されていませんか。

鈴木課長 病院に直接行かれた部分については把握しておりません。例えば予防接種が原因で何かしらあったというようなことであれば、フィードバックされる部分ではあるかと思えますけれども、そのような部分も現状ではないという状況であります。

逢坂委員 すみません。続けて、私はこの件については一般質問も実はしております。それで、2回目接種の中に、ちょっと関連は厳しいのかなと思うのですけれども、質問の中に保育士さんとか教職員を前に質問したときにちょっと職種については今後検討するというふうに答弁をいただいております。それ以来もう1か月ぐらいたったのかなと、前回の定例会から。その部分について、例えばそういう方々についてはどのように対応されたのかお聞きしたいと思います。

鈴木課長 お答えいたします。まず、委員が一般質問でおっしゃられました例えばフェリーの乗組員ですとか沿岸バスさんについては、高齢者の部分が1回目終了と同時に64歳以下の方々の1回目を始める段階で、基本的にそれぞれ会社のほうから固まらないようにという配慮の下ではほしいということだったものですから、具体的に早めるということではなかったのですけれども、必然的にばらけさせると、やはり後ろが大体決まってきたのでというところで早めになったという、結果的には早めになったという状況であります。あと、教職員等は夏休み中に何とか2回接種できないかということで、北海道の夏休みは御存じのとおり短いので、夏休みに入ったもう本当にすぐに集中的にやまして、2回目も夏休み中に終了できるようにということで進めております。あと、保育所等も同じような状況でやっています。保育所は、夏休みとかはあまりないと思うのですけれども、そういう部分は先ほどのフェリーですとかと同様に固まらないようにというようなところでやっております。あと、結構やはり現役の世代の方々が接種の中心になってきましたので、結構やっぱりその日都合が悪いとか、そういう部分でちょっと調整に手間取って

いるという部分はありますけれども、全般的にはスムーズに接種が進んでいるのかなというふうに感じております。

逢坂委員 すみません。あと2点ほど、すみません。これは全て完了、私のときには12月ということで聞いておまして、早まることは今の感染傾向からいうと、いいことかなというふうに思います。それで、16歳以上は該当ということだと思っております、ここの部分については。それ以下の国で言う12歳から15歳まで、これについてはちょっと正式な答弁をいただいているという部分、一般質問でいただいていたんですけども、この部分については希望者がどうのこうのという部分では議事録で載っていますし、その辺はどうなっているのか。その部分も含めて確保しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木課長 お答えいたします。国のほうで12歳以上を対象としましたことから、当町においても予防接種の対象年齢は12歳以上ということにしておりますので、その12歳以上の方々の希望の方々の分もこの接種希望者数の中には入っているという状況です。

逢坂委員 それで、もう一点、すみません。羽幌町に外国の方で住所があるのかどうかは、ちょっと自分では分からないのですが、12人ぐらいかな、働きに来ている方がいるのです、出稼ぎで。この方々に対する対応はどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木課長 お答えをいたします。基本的に住民票がある方につきましては全員、外国の方であろうと接種券を送付して、実際既にもう1回目終了している方もおられます。その方の状況によって、例えば住所がない場合は住所外接種ですとか、そういう手続が必要になりますけれども、現状では外国人の方でそのような申出はないという状況です。でありますので、基本的には外国人の方についてもそういう手続といたしますか、通知は行き渡っているというふうに理解をしております。

逢坂委員 すみません、長く。ちょっと分からないのがこの資料の中の(4)の今後の見通しということなのではございますけれども、①の中に集団接種完了、これ

は全て町内で終わった後のことを言っていると思うのです。その後、申込みがあれば道立病院で個別に打ってくれるということで、それは保健係を通すのか、羽幌町を通すのか、直接道立に私、打ちたいのだけれども、打っていないから打ちたいのだけれどもというような部分でやるのか。その辺のシステムをきちっとされないと、これは変な話、2回打って3回目も打ちたいという方も出てくる可能性もあるので、この辺はどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただけますか。

鈴木課長 お答えいたします。もちろん例えばワクチンの特性もございまして、6回分取れるということでもありますので、例えば本当にのべつ幕なし道立病院さんのほうに打ちたいと言って行かれても、例えば本当にこれは1回解かしますと、1人分抜いてしまうと5回分が無駄になるということになりますので、そういうようなことも含めて町のほうでまず調整をしてという状況になるかと思えます。詳しくは保健だよりを来週発送する予定でありますので、そちらで具体的にご報告といえますか、お知らせをするという状況になっております。ですので、基本的には保健係のほうにまずご一報をいただくという状況であります。

平山副委員長 接種希望者に先ほど12歳以上を対象にしていますということでしたが、中学生、高校生になりますよね、そうなる。それで、その子たち、希望する子供たちの接種時間帯というのかな。その辺は、夏休みの中で終わってしまうのか、ちょっとお聞かせください。

鈴木課長 お答えをいたします。高校生、中学生、小学生、6年生ですね、12歳。その子たちにつきましては、基本的に1回目の接種を夏休み中に終了させてもらいたいというところで、2回目については人数の問題で先ほどうちの土清水係長のほうからもありましたけれども、接種人数を増やして、大分増やしてもらってはいるのですけれども、夏休み期間中に終わらない場合は4時以降の枠を増やして、学校のほうには教育委員会を通じて配慮願いたいというようなところは既に申出をしております。でありますので、そのような状況で何とかやりたいなというふうに考えております。

平山副委員長 今回の説明を聞いて、ちょっと安心しました。  
それと、もう一点、このワクチン接種の会場に担当課以外の役場職員が  
お手伝いに入っていますよね。その方たちのワクチン接種は、どうい  
ふうになっているのですか。もう先にやって終わっているのかどうか。

鈴木課長 お答えをいたします。基本的に64歳以下は、先ほど逢坂委員の質問の中  
で答えましたけれども、それぞれ例えば教員は夏休み中にとか、そうい  
うもろもろ以外の方については、基本的には年齢順でやっております。  
でありますので、あと役場の職員のほうも例えば課で、課ごとに例えば  
やるとすると副反応が出た場合の対応ですとか、そういう部分もありま  
すので、バランスよくやっておりますので、基本的に手伝いの人も固定  
ではないものですから、接種した人、していない人、それぞれおります  
けれども、そのような形でバランスを取りながら役場の職員も接種を行  
っているという状況であります。

平山副委員長 お手伝いする人も町民、かなりの人数と接するわけですから、その辺を  
ちょっと私は心配していたのです。幸いなことに今のところ羽幌からと  
いうか、変な話、役場のほうからそういう人たち、陽性者が出ていませ  
ないので、その辺は今の説明を聞いてちょっと安心しましたので、分か  
りました。ありがとうございます。

駒井町長 補足を1つ。あと、報告を受けている中で6名ですか、急遽申出があっ  
て今日来れないというようなときがあって、そのときはやはり年齢順と  
いうことで課長を先にいうことで担当課、その日に出ている職員で対  
応したというようなこともありますので、その辺は本当に臨機応変にや  
っておりますので、いろいろとご心配やらご質問やらあると思いますけ  
れども、すぐぶつけてというか、言っていただきたいと思います。

小寺委員 それでは、ちょっとお伺いしたいと思います。自分も一般質問でちょっ  
と質問はしたのですがけれども、今日初めてどれぐらいの方が希望されて  
1回目、2回目が終わったかという情報が初めて自分の手元で見ること  
ができたのですがけれども、今後これを公表というか、したほうが自分は  
数字で見ると安心ができるのかなと。例えば人口比でいくと、7月末の

人口が6,582人で、希望者が5,244ということで、人口比でいくと79.67%の方が希望をしているだとか、あとは1回目が希望者が83.27%終わっていますよですとか、2回目は64.03%終わっているとすると、ああ、もう少しだなとか、そういうふうに数字で見て羽幌町はどのぐらい進んでいて、全体の割合でいくと約8割の人が今後9月末までに接種が終わるのだというのが分かるのではないかなと思うのですけれども、こういう数字は自分は事実ですから、どんどん公表することはいいのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

鈴木課長

お答えをいたします。6月の一般質問でそのようなご質問をいただいて、検討をさせていただきますという答弁をしたかというふうに記憶しております。当然検討しまして、協議いたしました。現状は、公表はしていないという状況であります。その理由につきましては、まず1点目が北海道は現在北海道内の全域の部分を数字で公表しておりますけれども、その際にやはり各町村別に出すと、予防接種の例えば早い、遅いですとか、そういうような競争が始まる、あおるといふようなところは好ましくないというところで全道、全域丸めた数字を公表するというにしました経過もございます。プラスしまして、ちょっと議会の答弁の中でも申し上げたと思うのですけれども、小寺委員おっしゃるような全体の安心にはつながるかと思うのですけれども、接種をしていない方がやはり現状でも早くやりたいという人から相当な電話があります。でありますので、例えば本当に今言ったような、委員おっしゃったような83%とかという逆に数字を目にすると、83%も終わっているのに何で俺のところは来ないのだというようなところが正直、肌感覚で前回も申し訳ないのですけれどもというお話をしたかと思うのですけれども、現状でもかなりございます。でありますので、このような数字を公表すると、さらにそういうのが増えるのではないかという危惧もございまして、当然ですけれども、検討しましたし、協議もしたのですけれども、こういう数字はこのような議会の特別委員会での機会では、このような報告はさせていただきますけれども、常時日々の数字を出すということは差し控えるというような判断に至ったという状況であります。

小寺委員 日々、自分はリアルタイムでどんどんということ、どんどんというか、今月はこれぐらいとか、今週はこれぐらいと、自分はいいことだと思っ  
てはいたのです。ただ、あまり出したくないということであれば、今日  
の数字も公の場ですから、ここには出してもなるべく言わないでくれと  
いうことなのか、新聞報道はしないでくれということなのか、その辺も  
しっかり徹底しないと、今日だけは出すけれども、次聞かれても言えま  
せんとか、そういうふうになってしまうので、その辺は気をつけたらな  
というふうには思います。

もう一つが先ほどの答弁の中で、接種は住民票ベースで行っているとい  
う話を聞いたのですが、例えば羽幌町に住民票がある、例えば大学生な  
んかは羽幌町でも接種ができる、札幌とか大学でもできると。ただ、住  
民票がない人の接種はしていないということでもいいですかね。一応確認  
なのですが。

鈴木課長 お答えをいたします。ちょっと大変申し訳ありません。今の質問の前の  
部分の質問なのですけれども、日々の公表については差し控えたいとい  
うところで、このような特別委員会に報告する部分については特段それ  
を差し止めていただきたいか、そういうことではないので、そこはご  
理解をいただければと思います。

次、今の質問ですけれども、住所がない方については、例えばその住所  
がある市町村から接種券がその方に送られてきますので、それを持参し  
ていただいて、住所地外接種という制度がありますので、それをやって  
いただく、手続を取っていただいて打っていただくということで対応し  
ております。羽幌町でももう相当数の接種はやっております。逆のパタ  
ーンも同じことでありますので、先ほど委員おっしゃられたとおり羽幌  
に来てもできますし、その場所でもできるというのは、それは双方向の  
ことでありますので、羽幌町はやっていないということではなく、日本  
全国そのようなことでやっているという状況であります。

小寺委員 分かりましたというか、もう一つ、受付と締切りの関係なのですけれど  
も、今後の見通しにもあったのですが、集団接種完了後の申込みという  
ことなのですが、例えば今はもう64歳未満での受付、締切りが終わった  
と思うのですが、その人たちの中で、もう締切りは終わっているのを、

それはあくまでも9月、全部が終わった後にもし希望があればということで対応になるのでしょうか。それとも、今でもある程度受け入れる、申込み締切りに間に合わなかったのだけれどもという人は集団接種をまだやっているの、順番はちょっと後にはなるのですけれども、受付ができるのか。それとも、9月中ぐらいまで集団接種では今の段階では受けられませんと。以後、道立病院でお願いしますという対応なのか、その辺を教えてくださいたいのですが。

鈴木課長 お答えをいたします。可能な限り集団接種のほうでまずは受けたいというふうに思っております、現状もその大体期間内で接種可能な方については集団接種のほうで何とかしていただけるように。ただ、このワクチンは2回打たないとならないものですから、1回目のタイムリミットで、その頃はちょっととかという方ですとか、あと本当にいろいろ事情があって実は9月以降でないと1回目も打てないとかという方の問合せもございまして、そういう方にはもう既に個別接種のほうをご案内をしておりますけれども、極力早く打てる部分で何とか集団接種のほうに入れられるところがあれば入れていきたいというようところで現状対応をしております。

小寺委員 もう一つ、最後に。集団接種とそれ以後の道立病院での個別対応について、ワクチンの種類というのは同じものが供給されるのか、それとも別になるのか、そこだけ教えてくださいたいのですが。

鈴木課長 お答えをいたします。現状国のほうでも市町村に関しましては、ファイザー社のワクチンということになってございます。プラスいたしまして、先ほど一番最初、土清水係長のほうからご説明したとおり5,750人分確保しておりますので、この中で、このファイザー社のワクチンの中でその個別接種の部分も対応したいというふうに考えてございます。

森委員 今説明がありました住所地外接種のことで、ちょっと確認の意味も含めでもう少し詳しく聞きたいと思います。まず、この接種者数の中には住所地外接種が入っているのかどうかということをも確認したいと思います。



鈴木課長 この数字の中には入ってございます。入っています。

森 委員 実は、町長が開発期成会、公の場ですよね。その場で例えば沿岸バス等のこの地域に住んでいない人たちも積極的に羽幌で引き受けているというようにお話をされておりましたので、そういうことがあるのだろうなというのは話の時点である程度分かっておりましたけれども、先ほど小寺委員が言った打った本数の中で住民の何%というのは、これはよそのまちの人が打っているのをこの中にカウントしてパーセンテージを出すということはありませんから、現時点で住所地外接種の数は何人でしょうか。

鈴木課長 大変申し訳ありません。具体的な数字はあれなのですけれども、大体50名から60名程度かと思っております。

森 委員 細かいことを、決して悪いことではないので、責め立てるつもりで言っているわけではないのですけれども、今後これが一人歩きして住民の何%というのは、これはやっぱりそこを外していかないと正確な把握にはなっていないのではないかなと思います。

それと、羽幌に住民票を置いている人が苦前が早いとか、いろいろな理由も含めて苦前で打っているのも実際あるというのは事実だと思います。だから、最終的にそれを把握する必要があるのかということも、ある程度のつかみぐらいのことでいいのかなと。80%ぐらいはということでもいいのかなという気がしますけれども、細かいやり取りの中でそういうことが起きるといっても一応想定していただきたいと思います。一方、この住所地外接種に関して、何かの条件があるのかどうかということをもう一つ確認したいと思います。

鈴木課長 条件等については特にはないです。申出があればという状況であります。

森 委員 率直に言うと、札幌市なんかはまだ65歳以上ですら60%台ということで、昨日でしたか、その辺から60歳から64歳までを始めるということで、札幌市の住民のそれこそ肌感覚で言うと、ある程度の若い人たちは11月までに終わらないのではないかなというようなことになります。つまり、こ

こに一応500以上の余裕があるという前提でお話をしますけれども、札幌にいる大学生はもちろん、普通の一般人、社会人として住んでいる人、極端に言うと羽幌にももちろん全然住所がないということを前提に言うのですけれども、そういう人たちが例えば明日にでも羽幌町、この枠の中で羽幌町に電話等をして申込みをすれば、これはできるという説明に今までのことからいうと理解できるのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

鈴木課長 基本的には、単純に電話で申込みというわけにはいかないですけれども、手続を踏んでいただければ、そういうふうに接種をするという状況になるろうかと思えます。

森 委員 これが広がると、相当反応が出てくるような気がします。そうしたら、ちゃんと説明をしていただきたいのですけれども、電話では済まないということであれば、どういう手続をどう具体的にいつまですればいいかということを確認したいと思えます。

鈴木課長 電話等でというお話をしたのは、当然住民票があって羽幌町の方は電話とかで受け付けておりますけれども、先ほども申しましたけれども、住所地外接種届というものを出していただいてという手続を踏んでからになりますので、それを問い合わせせて事務手続上のことはご説明いたしますけれども、当然そういうようなまず1回手続を踏んでいただいて、受け付けて日程を決めるという段取りになっております。

森 委員 つまりより具体的にちょっと説明していただきたいのですが、今の説明から想像するには住所地外接種届を出したいので、送っていただくなり、取りに来たいというようなことを健康支援課に行けば、その届出をもらえるということよろしいですか。

鈴木課長 お答えをいたします。基本的に森委員おっしゃるような状況も実は危惧はしておりましたけれども、実際のところは本当に単身赴任ですとかで、あと学生のほうも相当数来るのかなというふうには思っていましたけれども、各大学のほうで職域接種ですとか、そういう部分が始まってきて

いるという状況で、案外といいですか、そんなにいないという状況でありますので、それとプラスしてこの住所地外接種の扱いというのは羽幌町だけが特別そういうふうに行っているわけではないので、全国的に市町村はそのような取扱いで行われているものでありますので、それに準じて手続を取って経てやるという状況でありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

森 委員 決して何か悪いことをしているとか、そういうことは全然言っているわけではなくて、具体的に羽幌の場合は数字が出ているのです。508ですか、枠があるよということで、その羽幌に住所のない人も一応一定の時間までだと500までは受け付けるよということになっているというふうに思います、今の説明では。これが反応なかったのは、我々議員も知らないぐらいですから、一般の住民なり、例えば自分の子供が札幌に行って、学生だったら何かそういう今のやり取りの中で、こっちに来て打てるのかなとか、住所がある人はというふうには思っていたかもしれませんが、こういう制度自体が知れていないので、恐らくなかったのではないかなと。これは、私の個人的な見解ですけれども、これが正確に今日例えば新聞等にぼんと出るとか、我々が口コミで札幌に出ても住所地外変更届を出せば、羽幌で来週なり再来週、8月の23、24ですか、今から最終から逆算すると。そこまでには打てるよということにあると、相当の反響があるなと思いますので、今まで聞いたことの中で答弁漏れがあるのは、最終的に具体的に正確にどういう届けをどういうふうにしたらそれを受け付けるのかということをしきりに聞いたわけで、それは合わせて正確な答弁をお願いします。

鈴木課長 お答えをいたします。住所地外接種届を出していただく際は、先ほども言いましたけれども、それぞれの市町村から到着した接種券を同時に持ってきていただいて、プラスして当然ですけれども、その理由です。理由は、申請には付記をしていただくと。でありますので、基本的にはほとんど単身赴任の方が多いという状況です。羽幌町がやる場合については、という状況であります。

森 委員 恐らくそれまでは、羽幌に住んでいて住所がこっちにないのだけれども、こっちにるので、こっちで打ちたいという人は、こういう制度があるだろうということの中でやっていたということですよ。今の説明だと、羽幌に住所がなくて羽幌に居住実態がなくても、例えば札幌で働いているのだけれども、札幌だといつになるか分からないので、早く羽幌に来て打てればすぐ、例えば国の集団接種会場なんていうのは、例えば北海道の住民でも接種券を持っていれば東京に行って打てるわけです。それと同じ仕組みかなと思って、その説明はそうなるので、ずっと確認しながら聞いているのです。

鈴木課長 お答えをいたします。先ほど申しあげました理由等も含めて書いていただきまして、当然その中でやり取りをします。その中で、例えば今までは仕事ですとか、あと居住実態がなくても仕事で旅館に長期滞在しているですとか、そういう部分で一応こちらのほうも許可証を出すという手続を踏みますので、理由が曖昧なものについてはその段階で、基本的にはそこでどのような取扱いにするのか判断をするという状況になろうかというふうに思います。

森 委員 そうしたら、具体的例を出しますけれども、札幌に住んでいますと。札幌だといつになるか分からないので、親が地元にいるので、帰省も含めていろいろな形で帰ってきたりしますと。面倒を見るとか、いろんな理由あるかもしれませんが、そういうのは認められないというふうに考えていいですか。これ我々が聞かれたときに説明しなければならなくなるので、どうも最後のところが少し、その許可要件の決定的な判断がちょっと今の説明ではつかない部分がありますので、お願いします。

鈴木課長 基本的に、具体的に先ほどもちょっと申しあげたのですけれども、何が駄目で何がいかというものが現状では示されていない状況でありますので、ワクチンの数によるところも実はございまして。ただ、先ほども言いましたけれども、個別接種の部分も当然ですけれども、確保しておかなければならないので、例えば本当に先ほど森委員がおっしゃったとおり五百何人分残っているからといってというような状況にはならないのかなというふうには思っておりますけれども、ちょっとその辺は相

当今ここで具体的にこれは駄目、これはいいというようなところが言えないところがちょっと申し訳ないのですけれども、いずれにしても問合せがあった場合は具体的にお話しさせていただいてというところでは対応をしております。現状は、単身赴任とか仕事で来ている方がほとんどで、それ以外の部分はそういうような問合せもないのですけれども、こういうようなものを出すと次から来るのではないかという危惧をされているのは分かるのですけれども、ちょっとこれは先ほども言いましたけれども、町が決めている決めごとでもないものですから、ちょっと具体的にここでこれはいい、あれはいいというのがなかなか答弁できないので、大変申し訳ないですけれども、ご理解をいただければというふうに思います。

#### 森 委員

結局答えは、なかなか難しいという答えかなと思いますけれども、決して責めているわけではないので、やっぱり何らかの形で基準を出す。それは、町が決めていないのだったら、どこが決めているのだということで、そこを確認して、具体例も含めてそういうもので、ここまではいいですよ、悪いですよというような一定の基準というのは出さないほうがむしろ困るのではないかなという気がするのです。もう一度最後に、例えば月に何度か親のところに帰ってきますと。それは、いろんな理由があったりして、面倒を見るとか、そういうことの原因があつて来ると。札幌にいと全然いつになるか分からないというような状況の中で、羽幌で受けてくれるのであれば、帰省したりすることも、帰省という表現がいいのかどうかは分かりませんが、羽幌町に来る場合の中でも安心して親に会えるのだというところで申込みしてみようかなと思って、行って聞いてみなければ分からないというふうなことなのですよというのは、僕らの立場で住民になかなかそういう表現はなじまないのですよね、実際のところ。だから、何がネックになって今みたいな表現になっているのかということもちょっと、決して鈴木課長を責めるつもりはないのだけれども、何かあるのだらうなという、もやもやしたまんま終わらざるを得ないので、委員会ですから、ある種のところで一定のもうちょっとのところでやめたいなと思うのですけれども、なかなかやめられないというのが今の本音です。

鈴木課長 具体的に例示されているのは、学生ですとか、仕事でそっちに行っている方ですとかという部分では例示されておりますけれども、例えばこういうケースがございました。ちょっと先ほど忘れていたのですけれども、親の介護のために短期的に帰ってきている方が羽幌町で接種したという例があります。でありますので、ちょっと極端に学生、例えば仕事というふうにもなかなか絞れないという部分もございますし、親の介護ですとか、そういうような部分も当然考慮しなければならない事例かなというふうにも思いますし、ですから本当にいろいろなケース、ケース・バイ・ケースかなと思いますけれども、許可証を出す段階と、あとワクチンの数量と勘案して考えたいというのが大変申し訳ありませんが、今は精一杯なところです。

森 委員 では、私のほうで一応ここは間違いのないのだろうと思う部分では、例えば国の集団接種のように接種券を持っていけば、どこの地域の間でも受けられるというものは別ですよというふうに言っていると解釈します。

それから、これは最後まで不明でしたけれども、結果として。札幌も、さっきから札幌、札幌と出しますけれども、実は接種券はもう出しているのです、札幌市は。ただし、実態が高齢者の65歳以上の接種も60%台、それから接種券は各世代に出ているのだけれども、年代だけ、病気の方は別です。年代だけ行って60から64歳では昨日からかな。集団接種会場で受け付けるというものが始まったので、通常健康体の63歳以下というのは接種券をみんな持っているのです。みんなかどうかな、ある程度は持っているのです。ただし、実際に打てるのは今の状況を見たところ、相当後になるだろうということで、田舎に帰ってくれば打てるのではないかという話もちょっと出ていて、実際にそういうところは私は言いませんけれども、運用もそれなりにしているところもあるという事実があります。先ほど地元の間がよそのまちで打っていますよというのも拡大解釈とは言わないですけれども、何らかの解釈で羽幌より1か月ぐらい早く打てるところがありましたよね。ほとんどそうだったかもしれないけれども、そういうところで打っている例もあるのです。それが決して勧めることでもないなと思っていたので、私としては通常の順番で打つ、それからこういう住所地外接種ということに対して、改めて事前に

担当課に確認してみんなにPRしようということはないようにして  
いました。ただ、ここに出てきて五百何ぼ余っていて、そういうことをや  
っていますよということがあるのであれば、これは私個人どうのこうの  
ではなくて議会全員で聞いているわけなので、今後はそういう問合せも  
出てくるということがあるので、なかなか一般の人が聞いて、今の説明  
では分かりづらいので、できるだけガイドラインを含めて問合せがあ  
ったときには分かりやすい、なるべく分かりやすい答えをしていただき  
たいと。これでやめるようにします。以上です。

金木委員           テレビの報道等を見ていると、各地でワクチンの接種が進んでいると  
いう報道がされている一方で、ワクチン接種を希望していない、しない  
人も一定数いると。15%とか、たしか20%とかという数字も出ていたか  
と思うのですが、羽幌町では12歳以上の対象者で希望しない、現在、今  
のところ希望しないと言っている人はどのぐらいいるのかなと。何%ぐ  
らいの人が希望していないのかというのは明らかにしていただけるので  
すか。

鈴木課長           お答えをいたしますけれども、先ほど希望者数を資料の中で出しており  
ますので、これが希望した人の数ということでありますので、人口から  
対象人数から差し引くと希望しないという方の人数は出るかなというふ  
うに思います。

金木委員           対象は12歳以上ですよね。ゼロ歳から12歳まで何人いるか、ちょっと私  
は分からないので、その分は除かないと対象者ではないということにな  
りますから、そういう意味で聞いたのです。

鈴木課長           皆さんも御存じかと思えますけれども、12歳に国の対象年齢が引き下げ  
られた後に相当いろんなことがありまして、実際羽幌町のほうにも電話  
が来たりメールが来たりだとかということで影響を受けている状況であ  
りますので、ちょっと具体的な人数については差し控えさせていただき  
たいなというふうに思います。羽幌町の場合は、さっき言ったように電  
話ですとかというのは1件、2件だったのですけれども、相当文書で来  
ているだとか、そういうケースもございますので、なかなかちょっと具

体的な数字をお示しできる状況ではないなというふうに判断しておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

金木委員 分かりました。先ほどのやり取りの中では、これから保健だより等ですか、この集団接種が一段落した後は個人的に個人接種もできるよということをお知らせしていくということですが、現在まだ希望していないという人もやっぱり気が変わって接種してみたいという人に対するところだと思のですが、一応は町としてはそういうようなスタンスなのか。もっとこういうようなことも広めることを考えていますよということがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

鈴木課長 委員おっしゃるとおりの部分と、プラスしまして例えば今現在でも問合せがあるのは、ちょっと病院に通っていて接種を控えたほうがいいよと主治医から言われているというところで、その治療が終わった後やりたいのだけどもという問合せがありますし、そういう部分ですとか、あと妊婦さんが出産後にやりたいですとか、そういうもろもろございます。当然ですけれども、対象の方はそれぞれ集団接種が終わったというだけで、受けていたいという方には広く受けていただきたいというのが今回のワクチン接種の狙いでありますので、いずれどういう理由かいかんを問わず、希望される方については接種機会を平等にということで、集団接種が終了した後は道立病院のほうで対応していただけるという状況になったということでもあります。

村田委員長 ほかにないですか。(なし。の声) なければ、2番目を終了します。

### 3 その他

村田委員長 3番目、その他、この1件、2件以外で質問があればお受けします。

－ 3の主な協議内容等（質疑）－ 16:16～16:28

阿部委員 その他の部分でお聞きしますけれども、北海道のほうでも公表基準が変わりまして、市町村名が発表されるようになりました。それによって羽



幌町でも6月末から7月の初めに感染者が確認された状況ですけれども、その感染者が確認されたことで各関係機関との連携、例えば学校であったり幼稚園であったり、その辺の連携というのはどの程度されたのか、まずお聞きしたいと思います。

鈴木課長 お答えをいたします。道の公表基準が変わったということで、連携の基準が変わったということではないので、基本的にはそちらのほうの変更はないという状況でありますので、単純に道が1週間ごとの各市町村の人数を公表するというふうな基準に変わったということだけでありますので、変更はございません。

阿部委員 そちらについては変更はないという、その連携する基準という部分ですか、変更はないということですが、やはり羽幌町内で感染者が確認された中で、やはり小さい町ですので、ここではあれですけれども、年代、性別、どこどこのというふうにならざるを得ない状況が出てくる中で、自分も子を持つ保護者の一人として質問しますが、やはりそこで例えば幼稚園に通わせるのが、そういった中で通わせるのが本当にいいことなのか。例えば小学校にしても中学校、中学生を持つ保護者にしてもやはりみんなその辺は非常に戸惑っていた、不安に思っていたところなので、今後例えば確認をされた際に、具体的なことは出せないのは当然出せないとは思いますが、今こういう状況ですので、ちょっと通学させるのは控えてくださいとか、気になる方は控えてくださいとか、何かそういったことをしていかないと、やはり町民にとっては非常に不安になると思うのですが、その辺どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

鈴木課長 お答えをいたします。委員おっしゃるようなケース、そのような場合は当該施設と保健所が基本的にはそのようなやり取りをしていると思います。必要な措置は取られているというふうに理解をしておりますので、その段階で町がそのような何かコメントを発するですとか、ちょっと指示するような部分を出すとかということは基本的にはないのかなというふうに思っております。保健所から当該施設のほうに例えばそのような指示があって、必要な方にはそのような措置だということでは共有さ

れていると思いますので、ご心配なのは分かるのですが、例えば本当にそのような情報がない方については心配が基本的にはないのかなという状況になるのかなというふうには考えております。必要な方には、必要な措置は取られているというふうに思います。

阿部委員

当該施設と保健所で、必要であればそういった措置はしてきたとは私も思いますので、実際そうでした。ただ、やはり回数を重ねるごとによってちょっとずつ変わって、全く何も連絡もないということもありましたし、一番初めに言いましたけれども、小さい町ですので、本当にすぐ分かるのです。それが分かっている人は、損得で言うのはあれですけれども、分かっている人は、そこでちょっと休ませようかなという判断もしたりもしますし、ただ本当に分からない人にとっては、いつどこで何がどう起きていて、後で聞いて、ええ、そうだったのという不安でしかないところもありますので、課長がおっしゃるように保健所とその施設、当該施設とのやり取りで町が何かするというのではないということですが、やはりそこはこういった小さい町だからこそ何か、町から何かメッセージを発してほしいということではないのです。やはり何かできる範囲でそういった部分を考えていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

鈴木課長

ちょっと正直このテーマって何と申しますか、永遠のテーマかなという気はするのですが、公表基準が変わったとはいえ、先ほど言いましたけれども、個人情報を飛び越えて公表してもいいというふうに変ったわけではないので、基本的に必要な場合は必要な情報は町のほうには保健所のほうから来ますけれども、それを町が独自に独断で何かをするというようなものではないので、しかも例えばそういう施設にこのような指示を出しましたというようなものは保健所からは来ませんので、逆に事後になって例えばその当該施設のほうから聞こえてくるというようなところのほうは実は多いという状況でありますので、なかなかちょっと期待をされているような役割は町は果たし得ないのかなというふうには実は感じているところであります。

阿部委員

これについては、昨年の12月にも同じような一般質問をしたと思います。やはりそこに保護者としては、不安な思いをしている方も自分も含めて同じようにいました。確かに課長がおっしゃるように、当該施設と保健所とのやり取りでということ、そこに町が入ってくるのは難しいということですが、これは言うてどうなのかはあれなのですけれども、やはり当該施設と保健所と町とで協議しましたというような感じでもあったので、だとしたらもうちょっと早めに何か手を打つということではないのですけれども、もうちょっと何かできることがあれば考えていたと思いますけれども、あまり長くなってもあれなので、最後お願いします。

駒井町長

親としてご心配のところは私も親として、もう子供は大きくなってしまいましたけれども、そういう経験から重々分かっているところですが、最近こういう便利なものがありまして、先ほどちょっと課長も触れましたけれども、近い人はスマートフォンで情報を得たら、もう知らないうちに、こっちが知らないうちにもう広がっていると、そういうような状況もあります。また、課長が申し上げたのは、前にも一般質問等で感染症と言われたときにどうするのだといったときに、感染症で国が対応する、そして国から保健所という流れになっていまして、こちらのほうにはほとんど情報が来ないと。現状では変わったのは、町村で感染者が出た場合はお知らせしますというようなところで、それも6月の段階で言いますと当該施設が先だったような話で、それで近い人のほうがそういうことでよく分かります。それから、心配の部分で、分からないで通り過ぎたと。非常に心配だという、そういう方はやはり保健所が濃厚接触者を特定して、ここは大丈夫というところはもう触らないのです。そういう状況になっていまして、こちらのほうには情報が来ないので、そのところは分からないというのが本当の正直なところでございます。そんなことで、当該施設において濃厚接触者でない方については触れないのです。そういうところで、地域、地域で知っている方は知っているということで、あとは保健所が濃厚接触者を特定して囲ってしまっているという状況です。ですから、テレビを見てもクラスターで濃厚接触者を特定して分かっているから施設の名前は発表しないというようなことで、そういうことで感染症はそういう扱いだということでご理解をいただき

たいと思います。

阿部委員 最後になります。町長もそうですし、課長の先ほどまでの答弁もそうですし、自分はそういうのは分かります。保健所とのやり取りだとか、そういうのは。ただ、一般の町民というのは全くやはり分からない部分というのがあるのです。羽幌町内で感染者が出たのに何もしないのだねというのは、やはりそれは町側に向けられてしまいますので、本当に分からない人にとっては何で羽幌町って何も動かないのだろうという声も実際聞いています。その都度、いや、実はこうなのですという説明もさせてもらっています。ただ、やはり本当に不安に思っている方は不安に思っているのです、何らかの形でそういった流れであったりというのでも伝えていかなければならないでしょうし、何かのどこかのきっかけでうまくいけば、そういった連携も取れるのかもしれないですけれども、やはり町としてできるだけ不安にならないような方法というのでも今後考えていただけることをお願いして、これでやめます。

村田委員長 答弁はいいですか。

阿部委員 はい、いいです。

村田委員長 ほかにありますか。(なし。の声) なければ、これで新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を閉会といたします。長い間、長時間ご苦労さまでした。